

令和4年度

三重県雇用対策協定に基づく事業計画

三重県 三重労働局

三重県と三重労働局は、三重県雇用対策協定第2条の規定に基づき、以下の項目について、連携協力して取り組むものとする。

1 重点的に取り組む項目（1）障がい者の雇用促進

【数値目標】

○民間企業における障害者実雇用率（令和4年6月1日現在）	2.53%
○民間企業における障がい者の法定雇用率達成企業の割合 (令和4年6月1日現在)	66.7%
○職場における応援者（しごとサポーター）を養成 (令和4年度中)	500名

障がいの有無にかかわらず、誰もがいきいきと共に働くことが当たり前の社会を実現するため、多様な働き方を支援することにより、障がい者雇用を促進していく必要がある。また、令和3年3月1日から法定雇用率が0.1ポイント引き上げになっていることからも、引き続き、精神障がい者をはじめとする障がい者の雇用促進及び職場定着を図るための施策を充実させていく必要がある。そのため、上記数値目標の達成に向けて策定した「障がい者雇用推進のための取組指針2022」に基づき、積極的な取組を実施する。さらに、「福祉」「教育」「医療」から「雇用」への流れの促進や職業能力開発支援などにより、障がい者雇用を促進していく。

【共同で実施する業務】

- ・県及び労働局幹部職員で地域に影響力のある企業等を訪問し、障がい者雇用の推進に関する企業トップへの要請
- ・法定雇用率未達成企業への雇用支援の実施
- ・障がい者雇用についての理解促進
- ・障がい特性・就労形態に応じたきめ細かな支援策の充実・強化
- ・障がい者雇用の更なる促進
- ・新型コロナウイルス感染症対策をふまえ、障がい者の不安を取り除いた就職面接会等の開催
- ・障がい者の職業能力開発支援の充実
- ・雇用分野における障がい者差別の禁止及び合理的配慮の提供義務の周知

【県が実施する業務】

- ・ステップアップカフェ「だいだい食堂」の効果的な活用による障がい者雇用の理解促進及び障がい者の就労体験の実施
- ・「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク」を通じた企業における雇用取組の支援
- ・障がい者が働きやすい職場づくりのモデル構築など、主体的な障がい者雇用に関する取組の支援
- ・障がい者雇用アドバイザーの配置による企業訪問等を通じた障がい者雇用の支援
- ・障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施
- ・障がい者就職面接会の開催にかかる支援
- ・企業担当者向け精神障がい者の雇用促進及び職場定着支援セミナーの実施
- ・障がい者雇用実態調査の実施
- ・就労を希望する障がい者が、希望や特性、体力等に応じて働き続けるため、職場定着につながる仕組みづくりの推進
- ・多様な選択肢の中から自らに適した働き方を選択できるよう、ＩＣＴを活用したテレワークや柔軟な勤務形態などの環境整備の促進
- ・ポストコロナの「新しい日常」に対応し、常駐スタッフによる支援のある障がい者のテレワーク拠点を開設する民間事業者への支援

【労働局が実施する業務】

- ・法定雇用率未達成企業及び公的機関に対する訪問指導及び集団指導、障害者雇用のための各種情報発信
- ・障害者雇用促進のための雇い入れ準備から採用後の職場定着支援までの一貫した「チーム支援」の実施
- ・数値目標（就職件数、雇用義務のある企業への就職件数及び指導件数）達成に向けた業務の推進
- ・精神障害者雇用トータルサポート、発達障害者雇用トータルサポート、難病患者就職サポート等専門的な業務担当の配置による障害の特性に応じた相談支援の充実
- ・障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター（県内9カ所）等と連携した求職から定着までの支援の充実
- ・「福祉」「教育」「医療」から一般企業への就職に向けた関係機関との連携によるきめ細かな就労支援
- ・主として未達成企業を対象とした「障害者雇用のための雇用促進セミナー」等各種セミナーの開催

- ・特別支援学校での就労支援に関する各種セミナー等の実施
- ・精神・発達障害者の職場定着支援のため、職場における応援者を養成することを目的とした「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の開催
- ・障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定制度『もにす認定』の周知及び認定取得の促進
- ・就職や職場定着に向けた情報共有ツール「就労パスポート」の普及啓発を目的とした「支援機関向けワークショップ」、「事業主向け活用セミナー」の開催
- ・障害者就職面接会・障害者就職説明会の開催及び早期の充足を図るためミニ面接会を随時開催
- ・効果的な職業訓練受講あっせん及び就職支援
- ・国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習の実施及び職場適応支援者による職場定着支援

(2) 若年者の就労支援

【数値目標】

- 県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合：50%
(参考：令和3年3月卒 県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合：41.8%)
- 令和5年3月卒業の高校生・大学生の就職率令和4年3月卒業生以上
(参考：令和4年3月卒業生12月末内定率 高校生 96.0% 大学生 72.9%)

若者が働きがいをもって仕事に取り組める社会を築くことは、地域社会の発展のために重要であり、若者が地域の次代を担う存在として活躍できる雇用環境の整備に向けた取組を進めていく必要がある。

【共同で実施する業務】

- ・「おしごと広場みえ」における一体的な就職支援
- ・大学生向けのセミナー等の開催による県内企業への就職促進及び就職支援
- ・「おしごと広場みえ」で実施する各種支援策の活用によるフリーターへの正規雇用就職支援
- ・インターンシップの実施や県内企業情報の提供による企業理解の促進
- ・「三重U・I インターンシップ推進協議会」を活用した効果的なインターン

シップの実施

- ・「地域若者サポートステーション」事業の推進による若年無業者の就職支援

【県が実施する業務】

- ・ホームページ、メルマガ等による若年者に向けた就職支援情報の提供
- ・若者と企業との交流の場づくり
- ・就職支援協定締結大学と連携した、県外大学生の県内就職の促進
- ・県外大学の訪問による情報交換、県内就職支援の働きかけ
- ・中京圏、関西圏及び首都圏への進学者を対象としたU・Iターン相談会、県外進学者等の保護者向けセミナーの実施
- ・若年者就職支援関係者向け研修会の開催
- ・「みえ」のインターンシップ情報サイトの運営

【労働局が実施する業務】

- ・ハローワーク、新卒応援ハローワークの就職支援ナビゲーターによる新規学卒者に対する就職支援、職場定着支援
- ・フリーター等に対するハローワーク、四日市わかもの支援コーナーの就職支援ナビゲーター等の個別支援による正社員就職の促進
- ・「若者雇用促進法に基づく認定制度（ユースエール認定企業）」の普及・拡大及び情報の発信
- ・キャリアアップ助成金等の活用による非正規労働者の正社員転換の促進

2 連携・協力して取り組む項目

（1）新型コロナウイルス感染症の影響への対応

新型コロナウイルスの影響による企業等の売上の急減や生産活動の停滞など、事業活動の縮小による雇用面への影響を最小限に抑え、雇用を確保する必要がある。

【共同で実施する業務】

- ・内定取消しや雇止め等発生時の情報共有及び早期就職支援
- ・雇用の分野における新型コロナウイルス感染拡大防止のための取組での連携
- ・経済団体、企業等に対する働きかけなど必要な要請活動
- ・在籍出向を始めとした雇用シェアにより、雇用を維持する企業の取組を支援

【県が実施する業務】

- ・雇用に関する窓口・助成金等の情報にアクセスしやすいようホームページを中心とした広報の強化
- ・三重県労働相談室にて、労働者・事業主からの相談に対応
- ・オンラインによる企業説明会の実施等中小企業の新卒者確保支援
- ・新卒者の内定取消し未然防止のための教育委員会との連携やおしごと広場みえでの相談活動の強化
- ・障がい者の内定取消し未然防止のための支援機関との連携
- ・外国人労働者の雇止め等発生時、府内対策チームによる生活・就労両面からの支援
- ・離職者に対するセーフティネットとしての津高等技術学校における職業訓練の実施
- ・「雇用シェア」の周知・広報及び企業間の関係づくり支援

【労働局が実施する業務】

- ・事業主等に対する各種助成金、労働者に対する休業支援金についてホームページを中心とした広報の強化
- ・雇用調整助成金等による事業主支援
- ・ハローワークにおける窓口支援体制の強化
- ・産業雇用安定助成金等による在籍型出向の取組への支援

(2) 働き方改革等

長時間労働の削減と生産性向上のため、ポストコロナに向けた働き方・休み方の見直し等を行っていく必要がある。

【共同で実施する業務】

- ・働き方改革連絡会議による連携の強化
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた機運の醸成
- ・取組事例の収集と情報発信
- ・最低賃金の周知

【県が実施する業務】

- ・働き方改革等に積極的に取り組む企業の登録・表彰
- ・健康経営の視点を含む働き方改革に関するセミナー等の実施
- ・多様な働き方の推進に関するアドバイザー等の派遣による企業の取組支援
- ・県内企業におけるテレワークの導入支援

【労働局が実施する業務】

- ・良質なテレワークの導入・定着促進
- ・同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
- ・働き方改革推進システムに基づく関係機関・団体との連携強化
- ・中小企業・小規模事業場への取組支援（コンサルティング・働き方改革推進支援センター）
- ・最低賃金引上げに向けた生産性向上に取り組む企業への支援
- ・働き方改革による下請事業者等への「しづ寄せ」防止への取組

(3) 地方創生に向けた取組の推進

人口減少と地域経済の縮小を克服するため、良質な雇用機会の創出や人材の育成・確保、待遇改善等において、地域の創意工夫を生かし、状況に応じて連携した対策を実施する必要がある。

【共同で実施する業務】

- ・U・I・Jターン就職の支援
- ・地域の実情に即した雇用創造、人材育成等の雇用対策

【県が実施する業務】

- ・東京の「ええとこやんか三重 移住相談センター」における企業情報提供、就職相談の実施
- ・U・Iターン就職セミナーの開催
- ・「みえ」の仕事マッチングサイトの運営
- ・「地域活性化雇用創造プロジェクト」の実施
- ・地域別の企業説明会や地域ぐるみで若者の定着支援を行う機運を醸成するセミナーの実施
- ・若者のネットワークも活用した地域で働く魅力や県内企業の情報発信

【労働局が実施する業務】

- ・「ええとこやんか三重 移住相談センター」より移管された移住希望者の職業相談
- ・三重県が開催するU・Iターンイベントの周知
- ・三重県が実施する「地域活性化雇用創造プロジェクト」の推進、取組の支援
- ・ハローワーク津に設置する「人材確保対策コーナー」による人材不足分野等への就職支援・求人充足支援

(4) 女性、長期療養者等の就労支援

女性の活躍促進（ポジティブ・アクション）、子育て・介護と仕事の両立支援並びに治療と仕事の両立支援について、一人ひとりの特性に合ったきめ細かな支援を行い、女性、長期療養者等の就業促進を図る必要がある。

【共同で実施する業務】

- ・セミナーの開催等による女性の再就職支援、就労継続に必要な職場環境づくり支援

【県が実施する業務】

- ・スキルアップや資格取得などへの支援を通した女性求職者の能力開発
- ・マッチングイベントの開催による出会いの場の創出や、SNSによる様々な女性活躍事例の発信
- ・個人の状況に応じたライフプランニング等の作成や、スキルアップ等の研修と県内企業における職場実習を組み合わせた一体的な（再）就職支援の実施

【労働局が実施する業務】

- ・各ハローワークのマザーズコーナー（四日市・津・伊勢・名張）等での担当者制による職業相談及び専用求人の開拓
- ・拠点病院と連携した長期療養者就職支援事業の実施
- ・治療と仕事の両立支援に係る三重県両立支援推進チームの連携強化

(5) 就職氷河期世代活躍支援

就職氷河期世代の活躍の場をさらに広げるため、同世代の抱える固有の課題や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援を図る必要がある。

【共同で実施する業務】

- ・「みえ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の運営
- ・就職氷河期世代における不本意非正規雇用や無業の状態にある人への就職支援

【県が実施する業務】

- ・県内事業所の職場体験等受入情報の発信
- ・「おしごと広場みえ」における就職氷河期世代への就労支援
- ・SNS（Twitter、noteなど）を活用した広報の積極的な推進

【労働局が実施する業務】

- ・ハローワーク四日市の専門窓口等で、担当者によるチーム支援を実施
- ・短期間で取得でき、安定就労に有効な資格等の習得を業界団体等と連携して支援
- ・働きながらでも無料で受講可能な訓練の提供
- ・就職氷河期世代に特化した求人の開拓、マッチング、助成金の活用促進

(6) 高年齢者の就労促進

人口減少下の社会で、高齢者が年齢にかかわりなく生涯現役で活躍し続けられるよう雇用・就業環境を整えていく必要がある。

【共同で実施する業務】

- ・高年齢者を対象とした合同面接会の開催
- ・シルバー人材センターの適正な運営指導
- ・生涯現役促進地域連携事業（委託事業）の適切な実施

【県が実施する業務】

- ・労働局との共催による合同面接会での適職診断の実施
- ・シルバー人材センターの運営指導、各拠点シルバーの取組支援
- ・三重県生涯現役促進地域連携協議会への支援

【労働局が実施する業務】

- ・高年齢者雇用確保措置の着実な実施、70歳までの就業確保に向けた65歳を超えて働くことのできる環境整備に係る相談・援助の実施
- ・「生涯現役支援窓口」（県内7所）を中心とした県内ハローワークにおける65歳以上を重点とした高年齢者に対する再就職支援の実施
- ・各ハローワークの求人者支援員による合同面接会用求人開拓
- ・「生涯現役促進地域連携事業」の実施に向けた支援
- ・シルバー人材センター委託事業の高齢者活躍人材確保育成事業の実施に対する支援
- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（通称：エイジフレンドリーガイドライン）」の周知徹底

(7) 外国人の就労支援

外国人材の共生社会実現に向け、雇用・就業環境を整えていく必要がある。

【共同で実施する業務】

- ・三重県における外国人労働者雇用等に関する国・県連絡会議の開催
- ・外国人労働者問題啓発月間における経済団体への要請などの取組

【県が実施する業務】

- ・事業者を対象とした受入体制整備のためのセミナー等の開催
- ・留学生や定住外国人を対象としたセミナーや職場体験等の実施
- ・三重県労働相談室による労働相談の実施
- ・津高等技術学校における外国人に対応した訓練の実施
- ・技能検定試験の円滑な実施
- ・事業者が外国人に対して行う日本語教育に関する支援についての周知・啓発

【労働局が実施する業務】

- ・ハローワーク 6 所に通訳を配置するなどのワンストップサービスの充実
- ・企業向け雇用管理セミナー等の実施
- ・定住外国人等に対する職業相談の充実
- ・外国人労働者問題啓発月間における外国人雇用事業所への訪問指導
- ・外国人就労・定着支援研修の実施
- ・新卒応援ハローワークの留学生コーナーにおける就職支援
- ・「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づく雇用管理指導の実施
- ・外国人雇用管理指針に基づき事業主へ周知啓発・指導の徹底

(8) 職業能力の開発・向上の促進

経済社会環境の変化に対応していくためには労働者の能力開発、生産性を向上させることが重要であり、地域の人材ニーズ、また離職者等の多様な就業ニーズを踏まえた公的訓練を充実させていく必要がある。

【共同で実施する業務】

- ・地域の産業界のニーズ及び離職者等の多様な就業ニーズを踏まえた公共職業訓練及び求職者支援訓練の推進
- ・三重県地域訓練協議会による訓練ニーズを踏まえた総合的な公的職業訓練計画の策定

【県が実施する業務】

- ・津高等技術学校施設内における多様な職業訓練の実施

- ・民間教育訓練機関への委託による職業訓練の実施

【労働局が実施する業務】

- ・ハローワークにおける適切な訓練コースの選択支援、誘導
- ・訓練施設等と連携した訓練受講中及び終了後の職業相談、就職支援
- ・「ハロートレーニング応援企業」による公的職業訓練の推進及び周知広報